

商工 会報 よしか

2026年1月発行

発行 吉賀町商工会

会長 松前享司

本所 鹿足郡吉賀町広石562

TEL (0856) 77-1255

FAX (0856) 77-1640

支所 鹿足郡吉賀町柿木500-1

TEL (0856) 79-2239

FAX (0856) 79-2230

(URL) <http://yoshika.shoko-shimane.or.jp>

(E-mail) yoshisho@sun-net.jp

年頭のあいさつ

新年、あけましておめでとうございます。

令和8年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年中は、本会の各般にわたる事業活動に際しまして多大なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最近の日本経済は、緩やかな回復が続くと期待されている一方で、地域の中小・小規模事業者は原材料価格の高止まり、最低賃金の引上げ、人材不足や消費活動の停滞による売上の減少など経営環境は依然として先行きが不透明で経営環境は厳しい状況にあります。

このような情勢のなか、商工会では管内の現況調査を踏まえて、鳥根県、吉賀町に対して管内事業者の経営環境の悪化緩和策の要望活動などを実施してまいりました。

こうしたなか、吉賀町におかれましてもエネルギー・物価高騰の支援策として国の重点支援地方交付金を活用した地域振興券の配布や事業者向けには昨年引き続き、エネルギー価格等高騰対策事業が実施されることとなりました。

商工会においても、各種の施策を活用しながら行政や関係機関と連携し会員事業者の支援活動に努めてまいります。

最後になりましたが、本年も変わりませず格別のご支援ご協力を賜りますと共に、会員の皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

吉賀町商工会 会長 松前 享司

特集① 令和7年所得税の改正について（全国民関係します）

前回の商工会報でも記事にしましたが、所得税の令和7年度改正は複雑であり、特に基礎控除の改正は令和7・8年分だけの措置で令和9年分以降はまた変わります。

租税特別措置法による基礎控除の上乗せ特例の創設

(1) 基礎控除の見直し

以下のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)		
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)	58万円	48万円
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

令和7年及び8年分→次に掲げる区分に応じたそれぞれに定める金額

※令和8年度以降の基礎控除は変更の可能性があります

※以下国税庁HPより抜粋

給与所得控除の最低保証額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額について55万円が65万円に引き上げられました。給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

② 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。
【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30% + 8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額は改正はありません。
ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

通勤手当の非課税限度額の引き上げについて

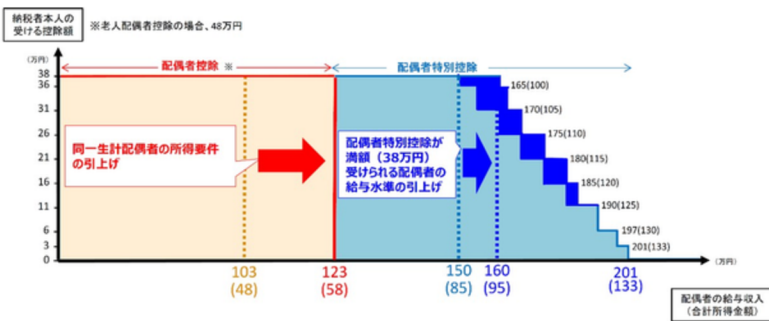
通勤距離が10km以上である場合の通勤手当の非課税部分が令和7年4月1日以後に支払われる分に遡って改正になっています。該当する方がおられる場合、令和7年度の年末調整で対応が必要になります。また令和8年度の給与計算では対応が必要です。

特定扶養親族特別控除の創設について

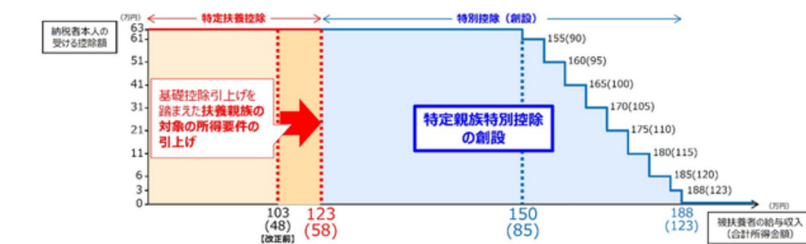
19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）までの所得控除を受けられ、2025年12月1日以降は、学生本人の年収が103万円を超えても、親の扶養控除はすぐにはなくなり、188万円まで段階的な控除が受けられるようになります。特定親族の範囲については国税庁HPで確認ください。

年末調整などをする際に該当する方がおられる場合、ご注意ください。

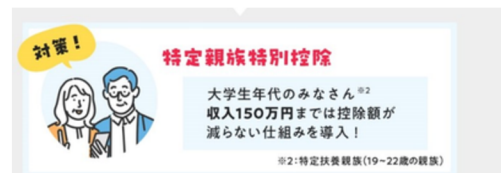
では103万の壁はどうなったの？（内閣府HPより）



配偶者控除



扶養控除



社会保険は？

2025年10月以降、19歳以上23歳未満の学生については、社会保険の扶養認定における年収要件が「130万円未満」から「150万円未満」に引き上げられます。（扶養認定日が令和7年10月1日以降で19歳から23歳未満（被保険者の配偶者除く）これ以外の方は基本的に130万円です（例外あり）


住民税は？

個人住民税は基礎控除の見直しが行われておらず据え置かれています（最高43万円）住民税は、前年の所得に対して課税されます。多くの自治体では、アルバイト収入が年間100万円（2024）（2025年は110万円）を超えると住民税（所得割）の課税対象となります。ただし、特定の学校に在学し、アルバイトなどの勤労による所得があり、合計所得金額が85万円以下（給与収入のみの場合年収150万円以下）であれば勤労学生控除が受けられ、住民税が非課税になる場合があります。所得税上や社会保険上では親の扶養に入れても、住民税は課税される場合がありますので、特定扶養控除とは分けて考える必要があります。給与所得者は給与所得控除が上がった分だけは納税額に影響があります。（役場に必ず確認して下さい）

退職金源泉徴収票の提出範囲の拡大について

令和7年度税制改正により、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出範囲が拡大されることになり、令和8年1月1日以降に支払われる退職金について、すべての受給者に対して**税務署長および市町村長への提出義務が課されることになりました。**


令和8年度の確定申告について

 益田税務署からのお知らせ

確定申告は **e-Tax** で完了!

マイナンバーカードで**自宅**から!

- ▶国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、スマホ等で申告書を作成し、マイナンバーカードでオンライン提出!
- ▶マイナポータル連携で、給与、年金のほか、控除証明書等のデータが自動入力!




▲「確定申告書等作成コーナー」

e-Taxのメリット

- ▶自宅から申告可能
- ▶24時間利用可能 ※メンテナンス時間を除く
- ▶申告書がデータで確認可能
- ▶添付書類提出不要 ※一部書類は除く
- ▶早期還付(3週間程度で還付)

マイナンバーカード、電子証明書の有効期限にご注意を!

- ▶有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続が利用できません。
- ▶確定申告期は、窓口(市区町村)の混雑が予想されます。お早めに更新手続を。



▲詳細はこちら「デジタル庁公式note」

確定申告会場をご利用される方へ

- ▶会場では**ご自身のスマホを利用した申告をご案内**しています。来場の際は、①スマホ、②マイナンバーカード、③マイナンバーカードのパスワード2つおよび④申告作成に必要な書類をご準備ください。
- ▶会場の受付時間は午前8時30分から午後4時までです。
- ▶会場の設置期間は2月16日から3月16日までです(土・日曜、祝日を除く)。
- ▶不動産の売却や贈与税の申告相談を希望される方は、3月2日から3月13日までにお越しください。

申告と納付の期限

【所得税および復興特別所得税、贈与税】	令和8年3月16日(月)
【消費税および地方消費税(個人事業主)】	令和8年3月31日(火)

詳しい情報は国税庁ホームページへ **国税庁** で **検索**

問い合わせ先: 益田税務署 Tel (0856)22-0444 (代表)

ご自身でe-taxをされる方

3つの申告方式の比較

マイナンバーカード方式	ID・パスワード方式	税理士代理送信
 必要なもの <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・ICカードリーダーorスマホ・暗証番号(4桁&6-10桁) メリット <ul style="list-style-type: none">✓最も安全で確実✓一度設定すれば簡単✓スマホ証明書対応 注意点 <ul style="list-style-type: none">・カードの事前取得が必要	 必要なもの <ul style="list-style-type: none">・税務署発行のID・パスワード・本人確認書類(取得時) メリット <ul style="list-style-type: none">✓マイナンバーカード不要✓ICカードリーダー不要 注意点 <ul style="list-style-type: none">・将来的に廃止予定・税務署での手続きが必要	 必要なもの <ul style="list-style-type: none">・税理士との契約・必要書類の提出 メリット <ul style="list-style-type: none">✓自分で操作不要✓専門家のサポート✓正確な申告 注意点 <ul style="list-style-type: none">・費用がかかる

費用をかけずご自身でe-taxをされる方、マイナンバーカードを持っていない方、パソコンやスマホでe-taxがうまくできない方は真ん中のIDパスワード方式で行うことが可能です。

税務署で確定申告をされる方

税務署は「予約」が必要です!! スマホでできますので予約をしてください!! 予約をせずに行くと入場もできない場合があります。マイナンバーカードを忘れずにお持ちください。

(紙で提出される方)

令和7年1月から税務署では提出する際に「収受印」を押印しなくなりました。提出した事の証明が必要な場合、税務署の予約をとって確定申告書のコーナーでe-taxをし受信通知を出すか、税務署の窓口で申告書を提出する際に、**希望すれば「日付」や「税務署名」が記載されたリーフレット**を受け取ることができます。このリーフレットは、提出した事実を証明するために利用できます。

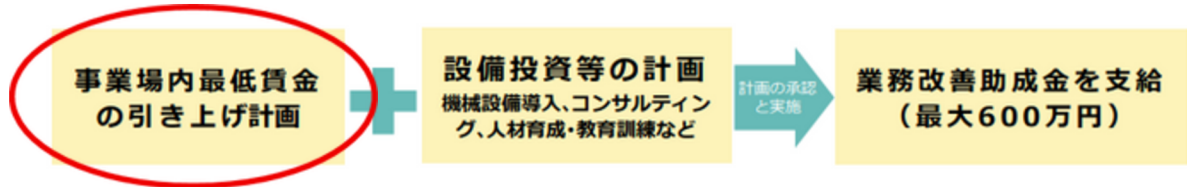
特集② 賃上げ対応・物価高・経済対策

賃上げへの対応

業務改善助成金の紹介

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



最低賃金の引き上げによる賃金の補助ではなく省力化などに繋がる「設備投資」の補助に繋げるものです。物価高騰要件というものもありますので次年度予定される方はまずは事前に計画を立てないといけません。興味のある方はまずは厚生労働省HPをご覧ください。

申請期限と賃金引き上げの期間

※令和7年度です

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

物価高・経済対策

鳥根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策 緊急支援事業補助金（令和7年度補正）

国の重点支援地方交付金を活用し、鳥根県では令和4年から行っております通称エネコス補助金に関する予算が11月の県議会で議決されています。今回は今まで採択されたことがある事業者もリセットされた上でもう1度申請でき、補助金の上限額が上がる予定です。しかし相当数の申請が出るのが予想されますので全員が採択されるかどのくらい時間がかかるのかは未知数です。また詳細が決まりましたらご案内いたします。

吉賀町の物価高騰対策について（予告）

国の重点支援地方交付金を活用し、吉賀町では2つの経済対策を計画しています。ご確認ください。

① よしか応援振興券 → 町民1人当たり10,000円の振興券を配布

取扱い店舗を現在募集しています（1/30まで）

これを機会に商品券が使いやすい期間限定振興券向けメニューなどを作って消費者にアピールしましょう！！

② 吉賀町物価等高騰対策応援金（事業者）

昨年も行いました応援金を3月後半から受付開始で準備中です

特集③ 新しい道路ができます

物流や医療、建設業などさまざまな経済効果や波及効果があります

山陰道 三隅益田道路 令和8年3月31日開通予定



吉賀町にできるわけではありませんが、益田圏域に立地する町として吉賀町および吉賀町商工会は「山陰道整備促進期成同盟会」の構成員として山陰道の早期着工を島根県や周辺市町村と一緒に国土交通省に対し要望活動を行ってまいりました。令和8年3月には三隅益田間が開通する予定で、これから益田地域は道路の整備事業が続きます。大きなものだけにはなりますが今回紹介をさせていただきます。左図の三隅益田道路は要望活動が実り、平成24年に15.2kmが事業化（予算付け）されました。

三隅道路よりは少し身近な 山陰道 益田西道路 益田田万川道路

令和2年度には益田西道路（須子IC—戸田小浜）9.1kmが令和3年には「益田田万川道路の戸田小浜—下田万川」の7.1kmが事業化され、これから工事が進みます。下田万川から萩間はまだ事業化がされておらず着工は未定という状況です。この西益田道路ですが、いまいちピンとこない方もおられるかもしれませんが、国道9号線を高津方面に高津川を渡る橋（下写真）を皆さんも通ったことがあると思いますが、あの道路は益田道路という道路です。益田道路を吉賀町方向からですと高津川を渡り切ったところで左記の須子ICができます。トライアルの横のほうに掛けている橋は山陰道ではありません。これはまたあとで説明します。この須子ICから石見臨空ファクトリーパークに接続し、ここに白上ICができます。白上ICには神田町、石見横田駅の近くから高津川を渡りますと白上ICに繋がります。吉賀町からですとこれが一番近いICになります。



県道元町人麻呂線・須子中線

続いて先ほど述べた須子のトライアルのところの橋ですが、これは「県道元町人麻呂線」「須子中線」という県道です。平成5年に事業化されましたがさまざまな理由により平成26年に計画変更され、2工区に関しては令和7年1月に国により事業化されました。わかりやすくいうと、税務署や益田市民学習センター（昔の石西県民文化会館）から須子に出て高津川を渡り、柿本人麻呂神社のところに出るという県道ができるということになります。



資料は国土交通省・益田市のHPより引用

活動報告

功労者表彰

島根県知事感謝状

永年勤続役員 会長 松前 享司

島根県商工会連合会会長表彰

役員功労者 理事 福原 真治

全国商工会連合会会長表彰

役員功労者

副会長 津田 成弥

理事 茅原 貴之

理事 村上 定陽

理事 山脇 裕子



島根県知事より表彰を受ける松前会長



松前会長より表彰を受ける福原氏

旧柿木支所会館の今後について

柿木支所会館は、昭和52年の建設以来、長きにわたり商工会の会員の皆様をはじめ関係機関の皆様のご協力を賜り商工会柿木支所として活用してまいりました。しかしながら会館の老朽化に伴い、昨年9月末日をもちまして閉館し、吉賀町役場柿木庁舎の付帯施設に支所を移転致しました。

支所移転後の会館について、土地は町有地である関係上、町との協議を踏まえて理事会で今後の対応を検討してまいります。

団体活動報告

女性部

※商工会女性部の活動につきましては「島根県商工会女性部連合会」のHPに掲載されておりますので、一度開いてみて下さい。

きん祭みん祭農業文化祭柿木会場出店

11月16日（日）きん祭みん祭農業文化祭柿木会場に出店しました。女性部特製「わさび寿司」はすぐに売れ切れるなど、たいへん盛況でした。女性部の活動を町民の皆様に周知を図るべく、これからも活動してまいります。



チューリップ鉢植え（小学校新一年生にプレゼント）

『地域振興活動事業』として、定着した、小学校新一年生へプレゼントするチューリップの鉢植えを今年も行いました。毎年、卒園する園児達にも喜ばれ、大変嬉しく思っています。今年も、商工会本所前の花壇で芽が出るまでお世話をします。

吉賀町建築推進建築ボランティア事業の実施

11月30日（日）吉賀町建築推進協議会（福原真治会長 会員数33名）の有志による、建築ボランティア事業が実施されました。この事業は町内の各小中学校や保育所の建付けの悪くなった戸や詰まった雨樋の修理など建築推進協議会の会員が手間賃なしで2時間程度の作業を行うもので、平成18年から実施されており今年で20回目を数えます。

今年も各学校等からご要望をお寄せいただき、生徒や保育園児達が安心して施設を利用できるよう整備しました。



柿木小学校職員室の棚の修理



六日市小学校体育館の戸の修理



益田法人会吉賀支部



11月8日、社会貢献活動の一環として「よしか病院 外来用 駐車場清掃活動」を実施しました。

当日は17名が参加し、落ち葉の清掃や植込みの剪定作業を行いました。参加者は慣れた手つきで作業を進め、駐車場に溜まっていた大量の落ち葉は、最終的に2トントラックいっぱいになりました。

清掃後の駐車場は見違えるほどきれいになり、利用者の皆さまに気持ちよくご利用いただける環境づくりに貢献できたと思います。

ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。



事業の報告

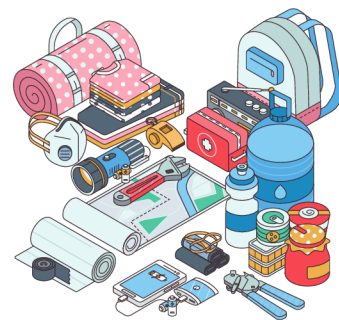
年末調整・決算説明会（初心者向け）

12月3日（水）、益田税務署個人課税部門統括調査官 木村潤氏を講師に招き、青色申告会と共催で年末調整の説明会を開催いたしました。地域おこし協力隊を含めまして近年創業の方が多いので初心者向けの決算説明会もあわせて開催し、それぞれ10名と5名の参加がありました。



BCPと支援計画

吉賀町商工会では、今年度、事業継続力強化支援計画の策定と島根県からの認定に取り組んでいます。これは商工会として災害時にいち早く業務を復旧させ、窓口対応や県への災害状況報告を行えるようにするための事前の計画と備えをするものです。国は来年11月には防災庁の設置を決め、島根県も積極的に取り組んでおり吉賀町も石見地区では最後となりましたが計画を策定し島根県に申請をいたしました。今年度は2社の計画策定をいたしました。今後もセミナーなどを開催し、策定の支援を行ってまいります。皆様も一度吉賀町が作成しているハザードマップで会社と自宅がどのような場所にあるか見直してみてください。



下図は東日本大震災の際に被災した企業でBCPを作っていた企業のアンケート結果

表2 BCPは機能したか

区分	十分機能した	目標達成時間を達成できなかったが、ある程度機能した	目標達成時間を設定してなかったが、ある程度機能した	全く機能しなかった
大企業・製造業	17.4	17.4	52.2	13.0
大企業・非製造業	18.2	18.2	54.5	9.1
中堅企業・製造業	6.7	46.7	26.7	20.0
中堅企業・非製造業	27.8	16.7	38.9	16.7
中小企業	30.0	40.0	30.0	0.0

毎年10月は加入促進強化月間です。

詳しくはこちら

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

簡単

- 外部積立型で管理が簡単
- 退職金試算額もお知らせ

有利

- 掛金は全額非課税助成
- 掛金の一部を国が

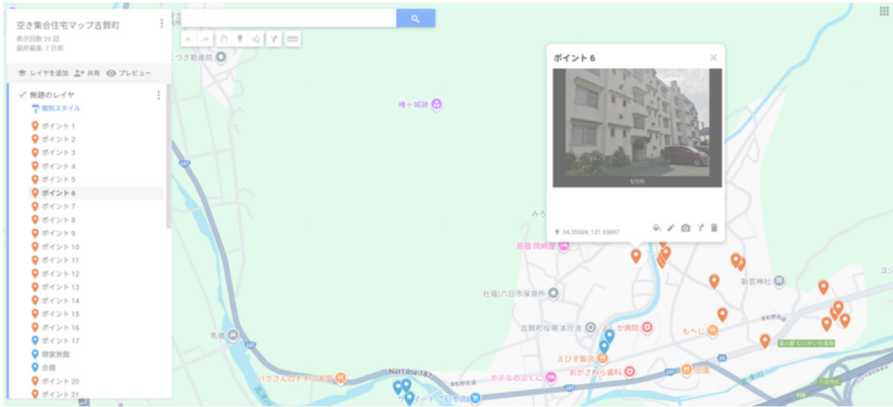
安心

- 確実な退職金支払
- 安心の資産運用

退職金

中退共の
退職金制度なら
社長の決断、
応援します。

空き集合住宅マップの作製と活用



今年度、吉賀町商工会では商工会地域振興活動強化事業費補助金という補助金の採択を受け、2/3補助で「移住定住就労」の事業に取り組んでいます。13社から応募をいただき、取材を行い、移住者に向けた会社の紹介ページを作成し、年末に東京、大阪、名古屋、広島の中心部にて「吉賀町に移住して働きませんか？」という広告をいたしました。

結果は出ておりませんので次の広報でお知らせいたしますが、「すぐには家は決められないからとりあえず住むところ」について昨年も首都圏の方から問い合わせをいただきましたので、googleマップという無料で使えて、googleが使えれば（スマホが使えれば）誰でも閲覧できるマップを作成しています。興味のある方には電話をいただければ共有いたします。どこの町でもすべての物件を網羅しているものはなかなかなく、家を探している人は時間をかけて自分の足で探すしかありません。不動産業を営んでおられる方の協力を得ながら「アパート名」「連絡先」などを埋めていき、このマップを完成させ、移住を検討して下さる方から見て「吉賀町の強み」になる取り組みにしていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

商工会からお願い

※決算及び確定申告を商工会へ依頼される方へ

正しい申告のためにも、**令和8年2月6日（金）までに**関係書類をご持参ください
確定申告の期間中、館内の混雑緩和（来館者の分散）を図るため、ご来館日時を電話等でご相談の上、お越しくさせていただきますようお願いいたします。

※商工会費の納入がまだの方は、納入頂きますようお願いいたします。

安心 安全 国がつくった **小規模企業共済** 小規模企業者のみなさま
経営者のための積み立て式退職金制度

POINT 1 将来の生活安定資金に
小規模企業者が、引退後の生活安定資金を積み立てる制度

POINT 2 無理なく積み立て
掛金月額は1,000円から設定でき、途中で掛金の増額・減額が可能

POINT 3 今の経営のサポートにも
掛金は全額所得控除、また共済契約者貸付で事業資金等の借入れも可能

こんな方が加入できます > 個人事業主・フリーランス 小規模企業等の経営者・役員 個人事業の共同経営者

オンラインで加入申込受け付け中 くわしくはウェブサイトをご覧ください。 **小規模企業共済** 検索

Be a Great Small 中小機構